

# 第4期特定健康診査等実施計画

令和6年度～令和11年度

令和6年4月

志免町国民健康保険

# 目次

I 基本的事項.....	4
1. 背景・現状等	
(1) 背景	
(2) 現状	
2. 特定健康診査等の実施における基本的な考え方	
(1) 特定健康診査の基本的考え方	
(2) 特定保健指導の基本的考え方	
3. 達成しようとする目標	
4. 特定健康診査等の対象者数	
II 特定健康診査.....	6
1. 特定健康診査の実施方法	
(1) 対象者	
(2) 実施場所	
(3) 法定の実施項目	
(4) 保険者独自の実施項目	
(5) 実施時期又は期間	
(6) 外部委託の方法	
(7) 周知や案内の方法	
(8) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法	
(9) その他（健診結果の通知方法や情報提供等）	
III 特定保健指導.....	9
1. 特定保健指導の実施方法	
(1) 対象者	
(2) 実施場所	
(3) 実施内容	
(4) 実施時期又は期間	
(5) 外部委託の方法	
(6) 周知や案内の方法	
IV 特定健康診査等の実施方法に関する事項【スケジュール等】 .....	10
1. 年間スケジュール	
(1) 年度当初	
(2) 年度の前半	

(3) 年度の後半

2. 月間スケジュール

V 個人情報の保護 .....	11
1. 記録の保存方法	
2. 保存体制、外部委託の有無	
VI 特定健康診査等実施計画の公表・周知 .....	12
1. 特定健康診査等実施計画の公表方法	
2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法	
VII 特定健康診査等実施計画の評価・見直し .....	12
1. 特定健康診査等実施計画の評価方法	
(1) 特定健康診査の実施率	
(2) 特定保健指導の実施率	
(3) 特定保健指導対象者の減少率	
2. 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方	

## I 基本的事項

### 1. 背景・現状等

#### (1) 背景

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づき、保険者（高確法第 7 条第 2 項に規定する保険者をいう。以下同じ。）は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

#### (2) 現状

##### ①特定健康診査・特定保健指導の実施状況

- 令和 4 年度の特定健康診査の受診率は 31.4%であり、年々微増傾向であるものの県平均（34.0%）より低く、国の目標値 60%には及ばない。
- 特定健康診査の県との比較（性・年齢別）では、男性の 40 歳から 59 歳の受診率は県平均より高いが、60 歳以上の受診率は県平均より低い。また、女性の 40 歳から 54 歳の受診率は県平均より高いが、55 歳以上の受診率は県平均より低い。
- 特定保健指導の実施率は 35.6%で県平均（23.2%）より低い。
- 特定保健指導の県との比較（性・年齢別）では、45 歳以上 59 歳および 65 歳以上の男性の実施率は県平均より高い。また、女性の 40 歳から 44 歳と 50 歳から 54 歳、65 歳以上の実施率は県平均より高い。

##### ②特定健康診査結果の状況（有所見率・健康状態）

- 生活習慣病リスク保有者の割合を年齢調整して県と比較すると、BMI(23.5%)、血圧(35.5%)は県平均より少ないが、腹囲(38.9%)、血糖(28.2%)、HbA1c(59.9%)、LDL コレステロール(51.9%)は県平均より多い。
- 内臓脂肪症候群の該当者割合を年齢調整して県と比較すると 19.2%であり、県平均(20.6%)より低い。
- 生活習慣病リスク保有者の割合を性・年齢階級別に県と比較すると、多くの項目について、男女共に全年齢階級で該当者割合が高い。

### ③質問票調査の状況（生活習慣）

- 生活習慣リスク保有者の割合は、喫煙率（16.5%）飲酒習慣リスク（25.8%）が県平均より多い。
- 生活習慣改善意欲は男性が全体的に低く、「改善意欲なし」が24.8%と県平均（24.9%）とほぼ同率である。

## 2. 特定健康診査等の実施における基本的な考え方

### （1）特定健康診査の基本的考え方

①国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることを避けることもできる。また、その結果として、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら、中長期的には医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

②特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

### （2）特定保健指導の基本的考え方

①特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として行うものである。

②第4期からは、個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方針に沿い、特定保健指導の評価方法にアウトカム評価が導入された。こうした特定保健指導の実施率を向上させていくことで、成果を重視した保健指導をより多くの者が享受できるようにしていくべきである。

## 3. 達成しようとする目標

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
特定健康診査の実施率	32%	34%	36%	38%	39%	40%
特定保健指導の実施率	41%	43%	45%	47%	49%	51%
特定保健指導対象者の減少率	20%	22%	24%	26%	28%	30%

#### 4. 特定健康診査等の対象者数

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【特定健康診 対象者数	5,449	5,108	4,795	4,505	4,285	4,064
【特定健康診 目標とする 実施者数	1,743	1,736	1,726	1,711	1,671	1,625
【特定保健指 対象者数	160	155	150	145	140	135
【特定保健指 目標とする 対象者数	155	143	134	126	119	113

## II 特定健康診査

### 1. 特定健康診査の実施方法

#### (1) 対象者

40-74歳の被保険者

#### (2) 実施場所

<集団健診> 志免町民ふれあいセンター

<個別健診> 福岡県医師会に加入の医療機関および個別契約の町内医療機関

#### (3) 法定の実施項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」の第1条に定められた項目とする。

##### ①基本的な健診項目

項目	備考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者、もしくはBMIが22 kg/m <sup>2</sup> 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要ないと認める時は、省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	BMI=体重（kg）÷身長（m）の2乗
肝機能検査	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST（GOT）） アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT（GPT）） ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）

血中脂質検査	空腹時中性脂肪（血清トリグリセライド）の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量 高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）の量 低比重リポ蛋白コレステロール（LDL コレステロール）の量 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビン A1c（HbA1c）、やむを得ない場合は随時血糖
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無

②医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目

項目	備考
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査（12誘導心電図）	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧が収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上 空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5% 以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上 ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。
血清クレアチニン検査（eGFR による腎機能の評価を含む）	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧が収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上 空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6% 以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上

（４）保険者独自の実施項目

健康課題を踏まえ、基本的な健診項目以外の項目を追加健診項目として実施する。

1. 血糖検査（空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c 検査）、腎機能検査（血清クレアチニン、血清クレアチニンから算出した eGFR）、血清尿酸、尿検査（潜血）を追加検査項目として全員に実施する。
2. 特定健診の実施に加え、人間ドックを実施する（特定健診対象項目分のみ個別検診と同様に町負担）。

(5) 実施時期又は期間

<集団健診> 6月～12月

<個別健診> 5月（受診券発送後）～12月

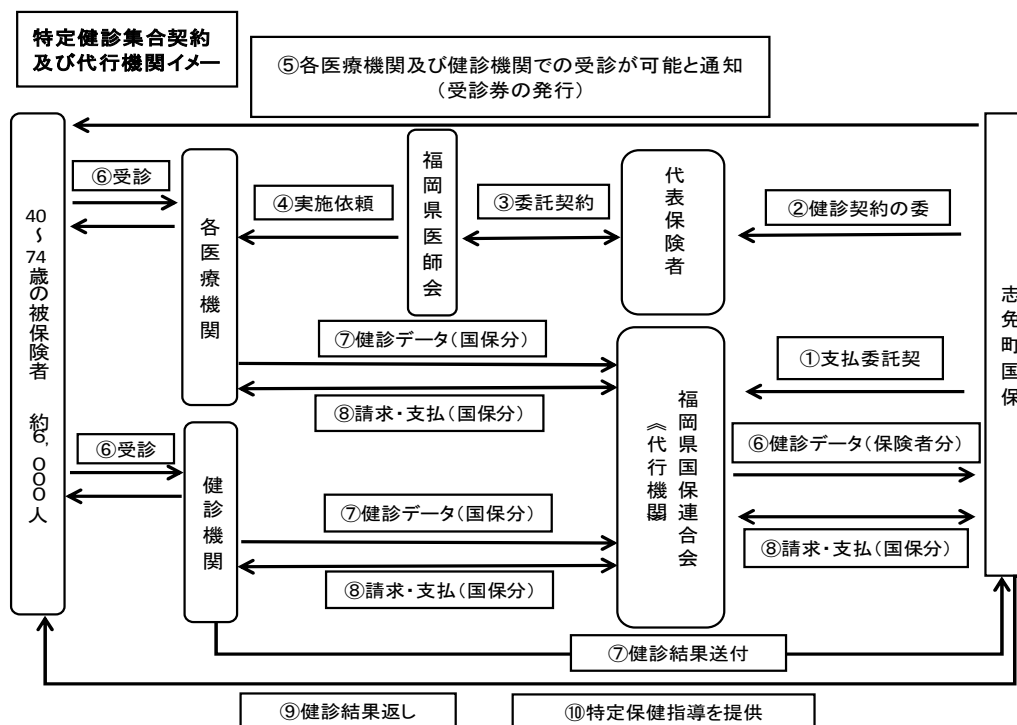
(6) 外部委託の方法

①外部委託の有無

個別健診を福岡県医師会および個別契約の町内医療機関に委託

集団検診を特定健診実施機関に委託

②外部委託の実施形態



(7) 周知や案内の方法

対象者には、集団健診の開催通知と個別健診の受診券を送付する。その際、個別健診の実施医療機関リストを同封する。その他、町の広報誌やホームページ、町公式 LINE での周知や、町内会への回覧を行う。

(8) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

①労働安全衛生法に基づく事業者健診データの収集

事業者健診の項目は、特定健康診査の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診は、特定健康診査の結果として利用できるため、未受診者の実態把握の中で、事業者健診受診者には、結果表の写しの提出を依頼する。また、事業者健診を行う町内医療機関に対し、対象者の結果データの提出を依頼する。



②診療における検査データの活用

本人同意のもとで保険者が診療所における検査結果の提供を受け、特定健康診査の結果データとして活用する場合は、以下のとおりとする。

ア 保険者が受領する診療における検査結果は、特定健康診査の基本健診項目（医師の総合判断を含む）を全て満たす検査結果であること。

イ 特定健康診査の基本健診項目は基本的に同一日に全てを実施することが想定されるが、検査結果の項目に不足があり基本健診項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と、最後に実施された医師の総合判断日までの間は、3ヶ月以内とする。

ウ 特定健康診査の実施日として取り扱う日付は、医師が総合判断を実施した日付とする。

(9) その他（健診結果の通知方法や情報提供等）

<集団健診> 健診実施1か月後に健診結果説明会を開催。対面で健診結果を返却・結果説明する。

<個別健診> 健診実施後に健診結果を対面または郵送で返却・結果説明する。

### Ⅲ 特定保健指導

1. 特定保健指導の実施方法

(1) 対象者

特定保健指導基準該当者

①対象者の階層

腹囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対象	
			40～64歳	65～74歳
≧85cm (男性) ≧90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≧ 2.5	3つ該当	/	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

(2) 実施場所

志免町民ふれあいセンター

(3) 実施内容

①動機付け支援

個別健診：対象者に電話・訪問等を実施し、同意が得られた方に対し初回面談を行う。

初回面談3か月後に最終評価を行う。

集団健診：結果説明会の保健指導時、同意が得られた方に対し初回面談を行う。

初回面談3か月後に最終評価を行う。

#### ②積極的支援

集団健診後の結果説明会にて、同意が得られた方に対し初回面談を行う。個別面談・電話・文書・メールを活用して3か月以上の継続的な支援を行う。また、当該3か月以上の継続的な支援後に最終評価を行う。

#### (4) 外部委託の方法

##### ①外部委託の有無

集団健診を委託する健診機関に、特定保健指導についても委託。

##### ②外部委託の実施形態

集団健診後の結果説明会にて、健康課職員及び委託保健師・委託栄養士が保健指導及び特定保健指導を実施する。積極的支援対象者に対する継続的な支援は、委託保健師・委託栄養士が実施し、最終評価後に事業者から役場へ結果データを報告する。

#### (5) 周知や案内の方法

対象者には利用券を送付する。そのほかに、市の広報誌およびホームページでの周知や、自治会、農協、医療機関、薬局にパンフレットを配布・掲示する。

結果説明会、対面結果説明、電話フォローの際に初回面談の利用勧奨を行う。

## IV 特定健康診査等の実施方法に関する事項【スケジュール等】

### 1. 年間スケジュール

実施月	実施内容
4月	受診券番号の附番後、健診案内の発送
4月～12月	電話、窓口、Web予約による集団健診の申し込み受付
4月～12月	健診準備・実施
4月～翌3月	特定保健指導準備・実施
4月～翌3月	重症化予防対策
7月～翌3月	未受診者対策
10月～12月	予算案作成
11月	実績報告
2月～3月	受診結果の把握と次年度健診準備

## 2. 月間スケジュール

### ①支払い関係

項目	請求回数	請求期間	支払日
特定健診委託料	毎月	5月～翌4月	実施月の翌月25日
インターネット回線使用料	毎月	5月～翌4月	使用月の翌月末
Web予約システム使用料	毎月	5月～翌4月	使用月の翌月15日
特定健診結果説明会委託料	4回		
CKD対策連携システムに基づく対象判定事務委託料	4回	8月～12月	健診実施2か月後の25日
特定健診未受診者医療情報提供料	随時	5月～翌4月	提供月の翌月25日
特定健診未受診者勧奨委託料	1回	年度末	翌4月25日

### ②階層化・重点化を行う日

項目	実施日
集団健診	健診日の約1か月後
個別健診	健診日の約2か月後

### ③特定健診受診券準備期間や発送日等

実施時期	項目
4月	健診案内チラシ納品、発送準備
4月末	特定健診受診券番号取得、健診案内および個別受診券発送
4月～12月	新規国保加入者への個別受診券発券対応
11月	予算案作成
2月	翌年度健診案内チラシの検討
3月	翌年度健診案内チラシの発注

## V 個人情報の保護

### 1. 記録の保存方法

個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

### 2. 保存体制

健診実施機関から福岡県国保連合会へ送付された特定健康診査・特定保健指導のデータ（※1）は、特定健康診査等データ管理システム（以下、「特定健診データ管理システム」という）へ保管される。特定保健指導の実績データは、特定健診データ管理システムへ登録する。また、健診結果の簡易記録は、本町が保有する健康管理システムにも登録する。

※1：「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号）」に基づいて作成されたデータ

## VI 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1. 特定健康診査等実施計画の公表方法

本計画については、ホームページや広報誌を通じて周知のほか、必要に応じて県、国保連、保健医療関係団体など地域の関係機関にも周知を図る。

### 2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

- ① 対象被保険者への郵送による個別通知
- ② ホームページや広報誌、町公式LINEでの広報
- ③ 町内回覧での周知
- ④ イベントや出前講座、健康づくり教室等での案内

## VII 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

### 1. 特定健康診査等実施計画の評価方法

- (1) 特定健康診査の実施率
- (2) 特定保健指導の実施率
- (3) 特定保健指導対象者の減少率

### 2. 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方

計画で設定した評価方法に基づき、年度ごと、進捗確認・中間評価を行うとともに、計画の最終年度においては、次期計画策定を見据えて最終評価を行う。評価に当たっては、町の関係機関と連携を図る。